

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員 (夜間支援員(月8回以内)) 採用試験募集案内

◆鳥取県立喜多原学園◆

〒689-3512 米子市泉706

電話(0859)27-1101 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	随時募集しています。 ・申し込みの方法 ◎持参、郵送どちらでも申込みできます。 【持参の場合】午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日は受け付けておりません)
試験日時	試験を随時実施します。 ◎試験日時は各受験者ごとに別途お知らせします。
試験会場	鳥取県立喜多原学園(米子市泉706)
合格者発表日	採用試験実施から3日以内(土・日曜日、祝日を除く。)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
夜間支援員	2名 (女子寮 2名)	女子寮の入所児童に対する学習指導、生活指導(食事・入浴ほか)等、女子寮の宿直業務	鳥取県立 喜多原学園

3 受験資格

- (1) 年齢は、深夜業務の時間帯があるため、18歳以上。
- (2) 大学や短期大学、専門学校に在籍中又は卒業した者で、中学生をはじめとする入所児童に学習及び生活指導を行うための知識と能力があり児童福祉に関心がある者
- (3) 性別は、入浴の見守り業務があるため、女性限定。(男女雇用機会均等法適用除外)
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・禁錮(令和7年6月1日以降は拘禁刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (5) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就くことができません。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
専門試験	50点	思考、知識、表現能力等についての作文試験
人物試験	50点	人柄、性向等についての個別面接による試験

5 任用期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 日額（回） 12,903円 ※断続的労働に従事する者の最低賃金の減額特例に準じて算出した金額です。 ※最低賃金の改定に準じて改定するため、任期中中に改定する場合があります。 ○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在籍の場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期中中に改定する場合があります。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円に1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額（※8/21を上限とする。）を支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に3日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	月8回以内 始業 午後5時 就業 翌日午前8時30分まで 午後10時から翌日午前6時30分までは宿直時間（上記時間は、公務の必要によりやむを得ず変更することがある。）となります。用務が終了すれば自分の時間としてもらうことができますが、寮から外出することはできません。 ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任 用 の 期 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。
その他	食事代は翌月実費を請求します。 （参考）令和6年度単価 夕食：420円 朝食：260円

7 受験申込手続

提出書類等	(1)履歴書 1通 ・全ての欄を記載してください。 ・顔写真（6ヶ月以内に無帽で撮影したもの）を貼付してください。 ・記載事項に不正があった場合、受験が無効となる場合があります。
申 込 み 先	鳥取県立喜多原学園（担当：前田） 〒689-3512 米子市泉706番地 電話 (0859)27-1101 ※郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ホームページ https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/

受験票の交付	受験票は交付しません。 試験当日は、運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。
--------	--

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。

8 合格者の決定方法

専門試験、人物試験の得点を合計した得点の最も高い者を合格者とします。
ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に合格・不合格の結果を文書で通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	鳥取県立喜多原学園

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、集合時刻までに必ず受付を終えてください。（遅刻者は原則受験できません。）
- (2) 受験の際は、運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。
- (3) 試験会場である鳥取県立喜多原学園の敷地内は全面禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。